

監視カメラシステムの更新

仕様書

令和5年10月

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

量子エネルギー部門

六ヶ所研究所管理部庶務課

1. 件名

監視カメラシステムの更新

2. 目的・概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量研」という。）六ヶ所研究所で使用している監視カメラシステムについて、経年劣化により映像の乱れ等が生じているため、更新するものである。

3. 購入品（相当品可）

No	品名・仕様	数量
1	Panasonic PoE 給電スイッチングハブ GA-ML4TPoE+	2 台
2	Panasonic SFP モジュール PN54024	2 個
3	Panasonic 壁取付用金具 PN71053	2 個
4	SHODEN LAN 用 SPD ANS-CAT6	2 台
5	NSS GPS 方式小型 Sntp サーバ SN-1020	1 台
6	R.O.D デジタル録画装置 5CH, 4TB×2 RAID 構成 DS-2205 UHD	1 台
7	R.O.D VioStor 専用無停電電源装置 UPS510SS-R	1 台
8	ミカミ 屋外用小型一体型巡回ネットワークカメラ PTC-113 II -HDIP	1 台
9	Panasonic テーブルタップ WCH2404H	2 個
10	日東工業 アースバーセット BP46-54AS	1 式
11	光ファイバーケーブル EMFR-OGNLAP MM50×4C	140m
12	光コネクタ付きコード FLC-1P-PC-2M-GC50/125-S	4 本
13	光接続箱 SPU-S4-S1	2 個

なお、監視カメラ設置及び機器取付に必要な材料（端子、金具類等）は受注者が準備すること。

4. 機器仕様

① 録画装置

- ライブ画面の表示モードが 1/2/3/4/5/6/8/9/10/12/16/20/5+1/12+1 分割、シーケンシャル、全画面表示が可能であること。
- 指定した日付（開始日から起算して最大 2,000 日まで）にカメラ点検や HDD 交換などを促すメッセージを通知できる機能を有すること。
- 接続するネットワークカメラのワイパー制御及び、照明装置の点灯・消灯ができること。

② カメラ

- (1) 防塵・防水機能 I P 6 6 及び I P 6 7、 I P 6 8 準拠
- (2) ワイパー機能を有すること。
- (3) 曇り止め機能（デフロスター）機能を有すること、ハウジング内の湿度センサーによる自動動作及び ON/OFF が可能なこと。
- (4) ヒーター機能を有すること、本体内部温度が低下した場合、温度センサーによる自動動作すること。
- (5) ファン機能を有すること。本体内部温度が上昇した場合、温度センサーにより自動動作すること。
- (6) 投光器が搭載されていること。

5. 作業内容（詳細な位置等は別添図参照）

- (1) 構内にある既設場所（正門付近）に監視カメラを 1 台設置すること。
- (2) 既設分電盤より守衛所内へ一部管路を新設し、ケーブルを敷設すること。
- (3) 新設管路において、コンクリート柱の立下りから既設の管路までは埋設とすること。
- (4) 既存監視カメラ（2 台）を撤去後、量研へ引き渡しすること。撤去後は雨水が入らないように処理すること。
- (5) 配線については、天井裏及び壁の中を通す隠ぺい配線とすること。コンクリート柱間は架空配線とすること。
- (6) 接続試験を行い、性能に問題ないことを確認すること。
- (7) 最終の作動確認は量研立会で行うこと。
- (8) 現地作業に当たっては他の機器、設備に損害を与えないよう十分注意すること。万一そのような事態が発生した場合は、遅滞なく量研に報告し、その指示に従って速やかに原状に復旧すること。
- (9) その他
 - ・外壁貫通部は止水処理を行うこと。
 - ・ケーブル類には、行先表示を行うこと。

6. 納入場所

量研六ヶ所研究所構内

（青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字表館 2-166）

7. 提出図書

- | | | |
|-------------|-----------|-----|
| (1) 工程表 | 契約締結後速やかに | 1 部 |
| (2) 総括責任者届 | 契約締結後速やかに | 1 部 |
| (3) 作業従事者名簿 | 契約締結後速やかに | 1 部 |
| (4) 配線図 | 作業開始前までに | 3 部 |

- (5) 再委託承諾願い 契約締結後速やかに 1部
※下請負等がある場合に提出すること。

8. 検査条件

3. 購入品の確認、5. 作業内容に示す作業の完了及び7. 提出図書が提出されたことの確認をもって検査完了とする。

9. 納期

令和6年3月29日(金)

10. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

11. 特記事項

- (1) 本仕様書に記載されている事項及び記載のない事項について疑義が生じた場合は、量研担当者と協議の上、その決定に従うものとする。
- (2) 本契約の遂行に当たっては、法令等の他、量研における諸規則を遵守すること。

以上